

### <特定入所者介護サービス費（補足給付）>※介護保険負担限度額認定

介護保険施設入所者等の方で、所得や資産等が一定以下の方に対して、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額が介護保険から支給されます。

なお、特定入所者介護サービス費の利用には、負担限度額認定を受ける必要がありますのでお住まいの市区町村に申請をしてください。

利用者負担 段階	所得区分		金額は日額 ※【】は短期入所			
			食費	居住費(多床室)	居住費(個室)	ユニット型個室
第4段階	市区町村民税課税世帯		1,595円	915円	1,231円	2,066円
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金年収額(※)＋その他の合計所得金額が120万円超	単身 500万円以下 夫婦 1,550万円以下	1,360円 【1,300円】	430円	880円	1,370円
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金年収額(※)＋その他の合計所得金額が80万円超～120万円以下	単身 500万円以下 夫婦 1,550万円以下	650円 【1,000円】	430円	880円	1,370円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金年収額(※)＋その他の合計所得金額が80万円以下	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下	390円 【600円】	430円	480円	880円
第1段階	生活保護を受給している方 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	300円	0円	380円	880円

※非課税年金を含みます。

負担限度額は所得段階、施設の種類、部屋のタイプによって異なります。